

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和8年9月2日答申分

## ○答申の概要

|                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 0件 |
|------------------------|----|

|                     |    |
|---------------------|----|
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
|---------------------|----|

|        |    |
|--------|----|
| 国民年金関係 | 1件 |
|--------|----|

厚生局受付番号 : 九州(受)第2600061号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第2600003号

## 第1 結論

平成18年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年7月から平成20年6月まで

請求期間の国民年金保険料については、当時同居していた嫁ぎ先である夫の実家に未納に関するハガキが届いたため、夫の母親(以下「義母」という。)から納付するように言われ、義母からお金を借りて、同居を始めた平成20年8月頃から結婚式を挙げた同年10月\*日までの間のいずれかの日に、A郵便局又はB信用金庫C支店で納付したと思うので、調査の上、請求期間を国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成20年8月頃から同年10月頃までの間のいずれかの日に、A郵便局又はB信用金庫C支店で請求期間の国民年金保険料を納付したと思う旨主張しているところ、株式会社ゆうちょ銀行及びB信用金庫は、いずれも資料の保管期間を経過しているため、請求期間の国民年金保険料の納付状況を確認することができない旨回答している。

また、請求者の夫の実家の住所地であるD市及び請求者の請求期間当時の住所地であるE町は、いずれも資料の保存期限を経過しているため、請求期間の国民年金の納付状況を確認することができない旨回答していることから、請求者の主張を確認できる資料を得ることができない。

さらに、請求者は、義母からお金を借りて請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、義母は、請求者は国民年金保険料のほかにも必要な支払が複数あり、挙式を行うまでの間に、付き添って何かを納付しに行った記憶は微かにあるものの、金銭の貸与を記録した平成20年以前分のノートを処分してしまったため、金額や用途についてははっきりとは記憶していない旨陳述しており具体的な状況は不明である。

加えて、日本年金機構は、請求者に対し、\*以外の基礎年金番号が払い出されていた事実は確認できない旨回答しており、当局においても社会保険オンラインシステムにより請求者の氏名について、旧姓を含め複数の読み方により検索したが、別の基礎年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。